

医療法人敬親会一般事業主行動計画（第4回）

策定日：2020年4月1日

職員が仕事と家庭を両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：

2020年 4月 1日から 2022年 3月 31日までの 2年間

2 計画内容：

目 標：

男性職員の育児休業の取得

対策1：2020年5月より

- 8割以上の取得推進の為、会議にて各部署周知を行う。

対策2：2021年5月より

- 男性職員の育休期間の過ごし方、家庭内での目標を定め充実した育休を過ごせるように企画書を作成し配布する。